

基準の解説書（仮称）の全体構成について

<タイトル案>

- 動物取扱業者の犬猫の飼養管理基準の解説
- 動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解説書
- 動物取扱業の犬猫の飼養管理基準の現場マニュアル

<対象者>

- 犬猫を取り扱う動物取扱業者（第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業）
- 登録・届出事務、指導・監督等を行う自治体の職員

事業者に対して、飼養管理基準の内容、基準の考え方、基準を満たす状態等を正確性に留意しつつ、できるだけわかりやすく解説する。即ち、事業者が必ず守らなければならない事項の解説となることから、指導監督を行う自治体職員も立入検査等において活用できるものとなる。基準を満たす（満たさない）状態の例示等の基準を解説する部分については、それに照らして遵守すべき事項が満たされていないと判断されれば、指導（勧告・命令・取消し等）が可能なものである。

なお、理想的な飼養管理の考え方は、望ましい状態を示すものであり、それが満たされないことをもって直ちに遵守義務違反となるものではない。

<全体構成>

- 目次
 - はじめに、本書の使い方
- 基準の解説（基準の概要、趣旨、チェックポイント、解説）
- 登録基準、遵守基準等の情報
- 行政指導・行政処分について
 - 登録審査のポイント
 - 立入検査・行政指導・行政処分に当たってのポイント
 - 行政処分フロー、参考様式、チェックリスト等
- 参考条文一覧等の参考資料

＜基準の解説の内容＞

■ 各項目の構成について

基準の概要・・・・・・・・基準の概要を記載

趣旨・・・・・・・・基準の根拠となる考え方を説明

チェックポイント・・事業者が特にチェックすべきポイントを記載

解説・・・・・・・・言葉の定義や、運用解釈（具体的な基準の取扱い等）を例示等も含めながら解説

■ 各項目において解説する内容

1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

- ・ 基準の運用解釈等を解説（基準の趣旨、基準を満たす状態等の例示等）
- ・ 基準を適用した場合の代表的な品種ごとのケージ等の具体的数値、計算方法
- ・ より理想的な飼養管理の考え方
 - ケージ内に必要な設備、配置方法等の情報
 - 施設、設備の管理方法
 - 個体の状況にあわせた飼養管理方法（繁殖時、傷病時等の対応等）

2. 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

- ・ 基準の運用解釈等を解説（基準の趣旨、基準を満たす状態等の例示等）
- ・ 基準を適用した場合の従業員数（勤務時間）の算出方法、算出・確認のための参考様式、労働関係法令の参考情報
- ・ より理想的な飼養管理の考え方
 - 人員配置等に関する情報

3. 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

- ・ 基準の運用解釈等を解説（基準の趣旨、基準を満たす状態等の例示等）
- ・ 適正な管理の指標となる臭気・温度湿度等の数値、数値と状態の関係、計測方法・機材の情報等
- ・ より理想的な飼養管理の考え方
 - 季節・地域に応じた環境管理に関する情報
 - 環境を清潔に維持管理するための情報
 - 日照・夜間の休息等に関する情報

4. 動物の疾病等に係る措置に関する事項

- ・ 基準の運用解釈等を解説（基準の趣旨、基準を満たす状態等の例示等）

- ・ 健康診断の内容や項目、確認のポイント等
 - ・ より理想的な飼養管理の考え方
 - 疾病等を防止するための情報（日常的な健康管理、ワクチン等の情報）
5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項
- ・ 基準の運用解釈等を解説（基準の趣旨、基準を満たす状態等の例示等）
 - ・ より理想的な飼養管理の考え方
 - 展示や輸送を行う上での留意点や必要な設備に関する情報
6. 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項
- ・ 基準の運用解釈等を解説（基準の趣旨、基準を満たす状態等の例示等）
 - ・ 繁殖実施状況記録台帳の記載・確認方法
 - ・ より理想的な飼養管理の考え方
 - 遺伝子疾患等に関する情報
 - 繁殖生理（発情サイクル、初回発情等）に関する情報
 - 個体に合わせた繁殖方法の考え方（個体の負担をかけないための配慮方法等）
7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項
- ・ 基準の運用解釈等を解説（基準の趣旨、基準を満たす状態等の例示等）
 - ・ 基準違反のみならず、虐待に当たる場合等の対応方法
 - ・ より理想的な飼養管理の考え方
 - 個体に合わせた飼養管理方法（トリミング、爪切り等）
 - 生態及び習性、エンリッチメントに配慮した飼養管理方法やそれに必要な設備等（猫の爪研ぎ、犬の散歩等）
 - 運動、散歩、人との触れ合い等の実施方法、社会化に関する情報

<行政指導・行政処分について>

■ 指導方針（経過措置期間中も含む）

基準を満たさない不適切な状態を放置し、速やかに改善する意志がないような悪質な事業者に対しては、勧告、命令、取消処分、刑事告発といった手段を効果的に活用するといった厳格な対応が必要となる。一部の基準の経過措置期間中においても、新たに規定した体表が毛玉で覆われた状態等の犬猫の不適切な状態を直接禁止する基準その他の基準は令和3年6月1日から適用されることから、それらを運用して、適正飼養を担保する。また、従業者の員数（飼養頭数）などの経過措置を定めた基準との乖離が大きい事業者等については、経過措置期間中に集中的に指導等を行い、経過措置期間終了までに新たな基準に適合できないと判断される場合は、取消しを視野に厳格な対応を行う。

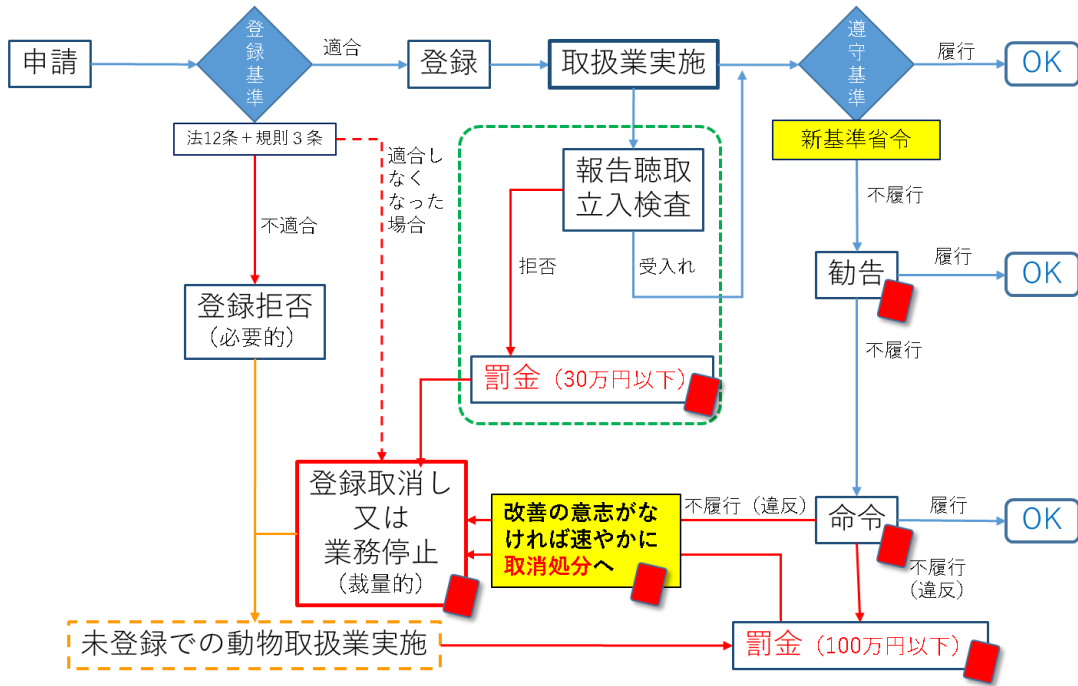
これらの対応を行うために解説書において、立入検査・行政指導・行政処分に当たってのポイントを示すほか、行政処分フロー、参考様式、チェックリスト等の現場で活用できる情報を記載する。

（解説書に記載する指導方針の例）

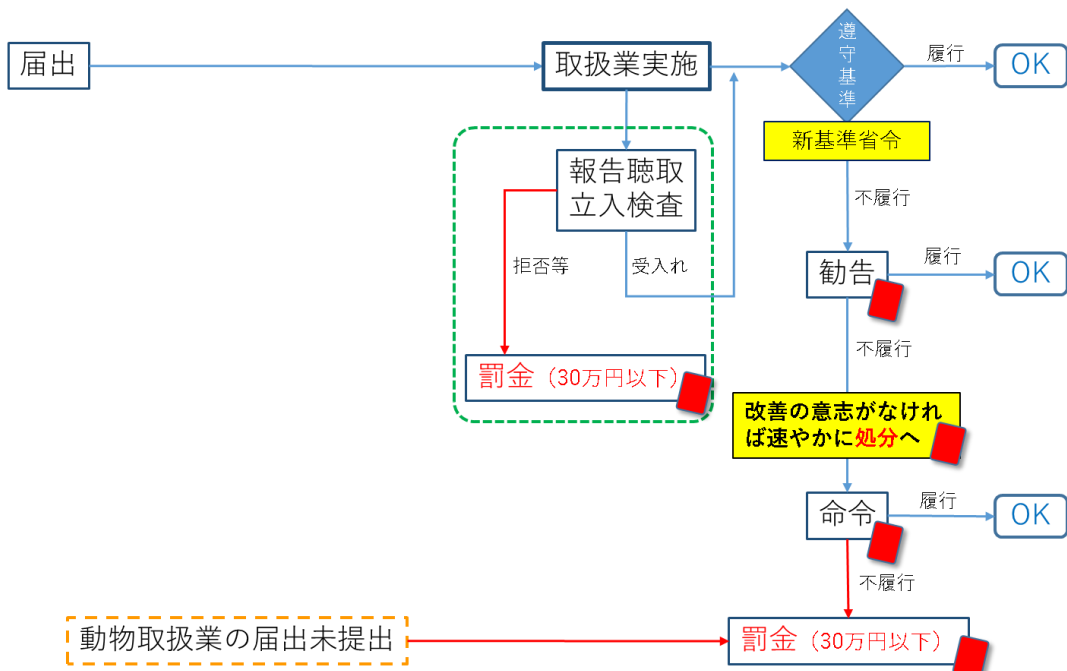
- 勧告は、遵守すべき事項が満たされていない場合に、速やかに適法な状態に是正することを目的とするものであり、動物の状態や施設等の改善措置に必要な期間を考慮し、「改善すべき管理の方法等」や「とるべき必要な措置」を明確にしたうえで、定める期限は合理的かつ妥当な範囲で必要な期間を定めるものとする。
- 履行期限が来た時点で、速やかにその履行状況を判断し、正当な理由がなく、義務の全部または一部が履行されなかった場合には、命令や取消しなどのより厳格な措置に速やかに移行することにより、動物の飼養環境の速やかな改善を図る。
- 問題のあるネグレクト等の事例については、法第44条の虐待罪についても適用することに触れる。

■ 行政処分フロー（イメージ）

第一種動物取扱業の行政処分フロー（イメージ）



第二種動物取扱業の行政処分フロー（イメージ）



(参考情報)

◇第3次答申の関連部分(抜粋)

(1) 基準の解説書(仮称)の策定

事業者及び事業者の指導監督を行う自治体職員に対し、基準の考え方や基準を満たす状態等をわかりやすく示すとともに、それぞれの事業者が基準に適合するだけでなく、よりよい飼養管理を実現することができるよう、基準の具体化に併せて以下の事項を説明する「基準の解説書(仮称)」を策定する。

- ① 基準を満たす状態(満たさない状態)の例示
- ② 基準を適用した場合の代表的な品種ごとの具体的数値
- ③ 基準を満たすだけでなく、より理想的な飼養管理の考え方 等

◇本検討会座長提言の関連部分(抜粋)

● 国においては以下の取り組みを進めること。

- ・ 基準の解説書においては、遵守基準の具体的な解説に加え、より良い飼養管理のあり方を示すこと。特に動物の飼養環境(臭気、温度、湿度等)については、参考となる数値等も明示すること。

● 各関係主体においては、以下の取り組みを進めること。

①事業者:

- ・ 不適正な飼養がなくならなければ、今後も規制は強化される可能性が高いことを認識し、基準の解説書等を参考に動物の飼養環境の改善に努力すること。

③自治体:

- ・ 事業者の新規登録および登録更新にあたっては、基準の解説書等についても詳細に説明し、今後不幸な動物が新たに生じないように努力すること。